

消費税の軽減税率制度に関する日々の取引のQ&A

○仕入時の税率と販売時の税率

Q

当社は、軽減税率の対象となる飲食料品を仕入れて、加工し、飲食店等に販売しています。

仕入れの際には8%の消費税率が課されていますが、販売する際は必ず仕入れと同じ税率で販売することになりますか。

A

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、**事業者の方（売り手）が飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）**で行います。

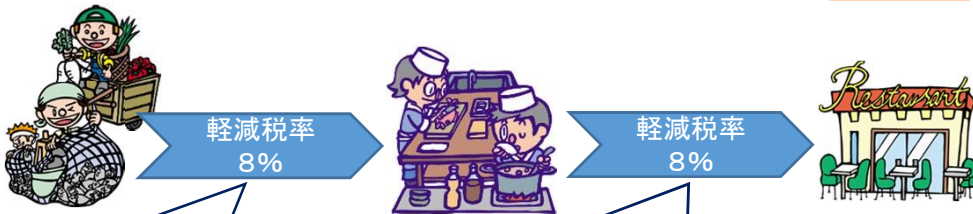
したがって、仕入れの際の税率をそのまま適用するのではなく、**取引を行う時点で改めて軽減税率の適用有無を確認する必要があります。**

食材を仕入れて飲食料品に加工し、レストランに販売する場合

生産者

加工業者

飲食店



売り手である生産者は飲食料品として販売しているため、**軽減税率の対象**

売り手である加工業者は飲食料品として販売しているため、**軽減税率の対象**

加工の際に出た余りを、家畜の飼料用として飼料工場に販売する場合

生産者

加工業者

飼料工場



売り手である生産者は飲食料品として販売しているため、**軽減税率の対象**

売り手である加工業者は家畜の飼料用（飲食料品ではないもの）として販売しているため、**標準税率の対象**

○生きた畜産物・水産物の販売

Q

生きている牛や魚は軽減税率の対象になりますか。

A

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

一方で、人の食用に供する目的で販売する活魚（生きた魚）は、「食品」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

POINT

生きた家畜は軽減税率の対象となりませんが、その枝肉は、人の食用に供されるものであり、軽減税率の適用対象となります。

○酒類及び酒類を使用した飲食料品の販売

Q

「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の対象となりますか。

また、酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の対象となりますか。

A

「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は「飲食料品」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、酒類を原料とした菓子は、軽減税率の適用対象となります。

※菓子そのものが酒類に該当する場合を除く。

酒類

酒類を使用した菓子



標準税率
10%



軽減税率
8%

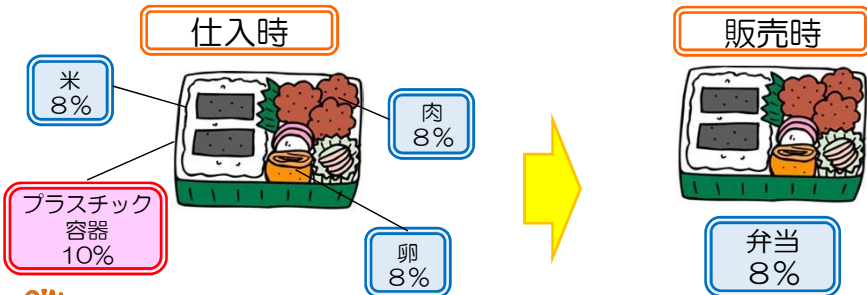
○ 飲食料品を販売する際の容器の取り扱い

Q

飲食料品を販売する際に使用する包装材料や容器は、どのような取扱いになりますか。

A

飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用される場合は、**その包装材料等も含めて軽減税率の対象となります。**



贈答用の包装など、別途対価を求める場合、**その別途対価は軽減税率の対象にはなりません。**



みかん3個 600円

洋ナシ6個 1,200円

包装代 200円

軽減税率
8%

標準税率
10%

飲食後に食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用する場合は、**一体資産に該当します。**
(あらかじめ組み合わせて一の商品として価額を提示している場合)



重箱付きおせち料理
9,800円

一体資産に該当
(価額及び食品の占める割合で税率判定)

○ 自動販売機による販売

Q

自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A

自動販売機により行われる販売であっても、販売する商品が、ジュースやパン、お菓子等の「飲食料品」に該当する場合には、軽減税率の対象となります。

○ 通信販売及び送料込み商品

Q

通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。また、販売の際の送料はどのような取扱いになりますか。

A

インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、軽減税率の対象となります。

一方で、「送料」は飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

ただし、「送料込み商品」の販売など、**別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の対象となります。**

別途送料を求める場合



茹でズワイガニ
2杯 9,000円
+送料800円

飲食料品は
軽減税率8%

送料は
標準税率10%

送料込み商品の場合



茹でズワイガニ
2杯 9,800円
(送料込み)

全体が
軽減税率8%

○飲食料品の加工

Q

当社は、取引先からコーヒーの生豆の支給を受け、焙煎等の加工を行っています。当社の加工賃は、軽減税率の適用対象となりますか。

A

「飲食料品の譲渡」には軽減税率が適用されますが、コーヒーの生豆の加工は「役務の提供」に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。



支給を受けるのではなく、コーヒー生豆を購入し、加工して販売する場合は、軽減税率の対象となります。

○添加物の販売

Q

当社は、食品衛生法に規定する「添加物」の販売を行っています。販売先である化粧品メーカーが、当社が食用として販売している「添加物」を化粧品の原材料として使用していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。

A

食品衛生法に規定する「添加物」として販売されるものは、食品に該当します。

販売先が化粧品の原材料とする場合であっても、「添加物」を食品として販売する場合には、軽減税率の適用対象となります。



軽減税率の適用の有無は、販売後に買い手がどのような用途に使用するかに関わらず、販売の時点で売手が定めた用途により判定します。

○日当等の取扱い

Q

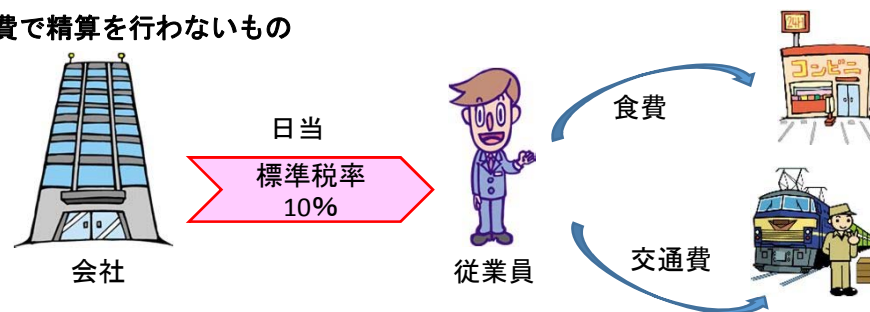
当社は、従業員の出張の際に、旅費規程に基づき日当を支給しています。この日当は、出張時の外食費や通信費などに充てるために支給するものですが、場合によっては飲食料品の購入など、軽減税率の適用対象になる支払いに充てられることもあります。このような日当の適用税率を教えてください。

A

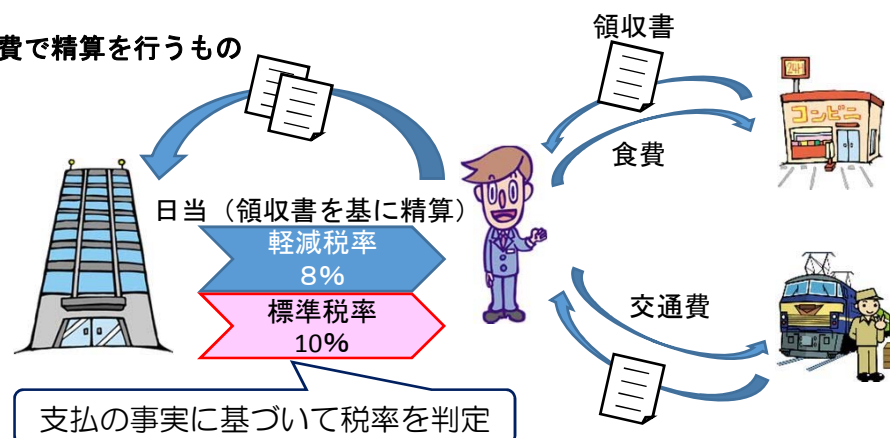
従業員等の出張に際し、その出張に必要な支出に充てるために従業員に対して支給する日当は、仮に従業員が軽減税率の対象となる飲食料品の購入に充てたとしても、事業者は「飲食料品の譲渡」の対価として支出するものではないことから、軽減税率の対象となりません。

ただし、従業員が支出した実費について、従業員から受領した領収書等に基づき精算するもの（実費精算分）は、その支払の事実に基づいて適用税率を判定します。

実費で精算を行わないもの



実費で精算を行うもの



○休憩スペース等での飲食

Q

コンビニのイートインやスーパーマーケットの休憩スペース等で飲食する場合は、外食に該当しますか。

また、その際の顧客に対する店内飲食か持ち帰りかのご意思確認はどのように行えば良いですか。

A

「外食」とは、飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「飲食設備」は飲食に用いられる設備であればその規模や目的を問わないとされていることから、イートインや休憩スペースも、飲食設備に該当します。

したがって、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかを確認したうえで、店内飲食については「外食」として標準税率10%の対象となります。

意思確認については、顧客に直接聞き取る方法のほか、例えば「休憩スペースを利用して飲食する場合はお申し出ください」等の掲示を行う方法など、営業の実態に応じた方法で行うこととして差し支えありません。

意思確認の方法



POINT

休憩スペース等に「飲食はお控えください」といった掲示を行い、実態としても顧客が飲食していない場合は、その休憩スペースは飲食設備に該当しません。

他に飲食設備が無い場合は、全てが持ち帰り販売となることから、顧客への意思確認も不要となります。

注) 飲食禁止の掲示を行っても、実態として、休憩スペースで顧客に飲食をさせている場合は、「外食」に該当し軽減税率の対象となりません。

このような場合は、顧客に意思確認を行う必要があります。

○イートインで飲食する物の限定

Q

当社はスーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、イートインがありますが、「お飲み物とベーカリーコーナーのパンについては、お会計いただいた後、イートインでお召し上がりいただけます」と掲示しています。

この場合、飲み物やパン以外の飲食料品を販売する際にも、意思確認が必要ですか。

A

イートインにおいて飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行い、実態としてそれら以外の飲食料品（弁当や惣菜等）を顧客に飲食させていない場合、それら以外の飲食料品については、持ち帰り販売のみを行うこととなるため、顧客への意思確認は不要です。

POINT

飲み物やパンを販売する場合は、持ち帰りと店内飲食が存在することから、意思確認を行い、軽減税率の適用対象となるか判定することとなります。

○飲食店で残りを持ち帰る場合

Q

当店では、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰ることができるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については軽減税率の適用対象となりますか。

A

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定します。

顧客が注文した料理は、その場で飲食するために提供されたものであり、その時点で「外食」に該当することから、その後持ち帰ることとしても軽減税率の対象となりません。

POINT

顧客が持ち帰り用として注文し、パックに詰めて販売するものは、軽減税率の対象となります。

○高価な容器に盛り付けられた飲食料品

Q

ケーキ等の洋菓子を専用の容器に盛り付けて販売していますが、この専用容器は食器として再利用できるものであり、菓子よりも高価です。この商品の販売は軽減税率の対象となりますか。

A

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、**次のいずれの要件も満たす場合、全体が軽減税率の対象となります。**

- ① 一体資産の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること。
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること。

ご質問の場合は、洋菓子より容器の方が高価であることから、②の要件を満たさないため、軽減税率の対象となりません。



※次の場合は、一体資産に該当しません。

食品と食品以外の資産を詰め合わせた商品について、当該詰め合わせ商品の価格とともに、これを構成する個々の商品の価格を内訳として提示している場合



セット〇〇円
(紅茶□□円、カップ■●円)

それぞれの商品の価格を提示して販売しているか否かにかかわらず、食品と食品以外の資産を、例えば「よりどり3品△△円」と価格を提示し、顧客が自由に組み合わせできるようにして販売している場合



よりどり3品 △△円



○食品と食品以外が選択可能である場合

Q

当社は、食事とおもちゃをセット商品として持ち帰り販売しています。このセット商品の食事とおもちゃは顧客がメニューの中から選択することができるようにして販売していますが、一体資産に該当しますか。

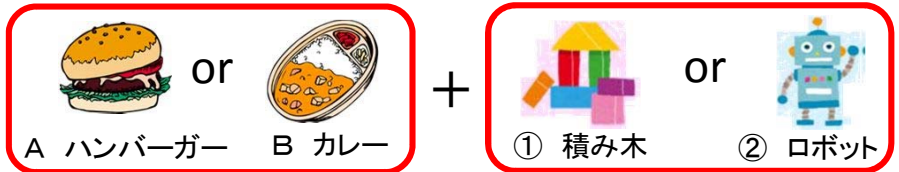
A

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産が**あらかじめ一の資産を形成し**、その一の資産に係る価額のみが提示されているものをいいます。

ご質問のように、セット商品を構成する食品や食品以外の資産について、顧客が選択可能であれば、あらかじめ一の資産を形成しているものではないため、一体資産には該当しません。

この場合は、税率の異なる資産を一括で譲渡していることから、個々の資産の価額を合理的にあん分して、税率ごとに計算する必要があります。

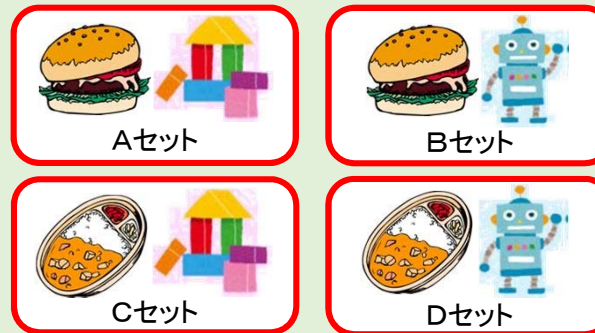
お子様セット 600円
お食事はAとBのどちらか、おもちゃは①と②のどちらかをお選びください。



600円のうち、食事の占める部分は軽減税率の対象となり、おもちゃの占める部分は標準税率の対象となります。



セット商品について、選択可能な組合せのパターンを提示し、それぞれ組合せに係る価額のみを提示している場合は、一体資産に該当します。



お子様セット
各600円



一体資産に該当
(600円のうち食事の占める割合で、全体が軽減税率に該当するか判断する)

○「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載方法

区分記載請求書に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。

A

軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、例えば、次のような場合が考えられます。

個々の取引ごとに税率を記載する場合

請求書			
株〇〇御中		XX年11月30日	
11月分 131,200円(税込)			
日付	品名	税率	金額
11/1	小麦粉	8%	5,400円
11/1	キッチンペーパー	10%	2,200円
11/2	牛肉 ※	8%	10,800円
⋮	⋮	⋮	⋮
合計			131,200円
10%対象			88,000円
8%対象			43,200円

△△商事(株)

記号・番号等を使用する場合

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目

△△商事(株)

同一請求書内で、税率ごとに区分する場合

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
8%対象		43,200円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事(株)

税率ごとに分けて発行する場合

請求書 (軽減税率対象)		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円

△△商事(株)

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円

△△商事(株)

○商品の全てが軽減税率の対象又は対象とならない場合

請求書に記載する取引の中に、軽減税率の対象品目がない場合、どのような区分記載請求書を作成したらよいですか。
また、逆に全ての取引が軽減税率の対象品目である場合は、どうしたらよいですか。

A

軽減税率の対象となる取引が無い場合

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,500円
11/3	花瓶	4,400円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円

△△商事(株)

POINT

軽減税率の対象品目がない場合は、「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載する必要はありません。

POINT

軽減税率の対象品目がない場合は、標準税率（10%）の対象となる取引の税込対価の記載が必要です。

全ての取引が軽減税率の対象品目である場合

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 86,400円(税込)		
全商品が軽減税率対象		
日付	品名	金額
11/2	小麦粉	5,400円
11/3	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		86,400円

△△商事(株)

POINT

例えば、「全商品が軽減税率対象」と記載し、商品の全てが「軽減対象資産の譲渡等である旨」を明らかにする必要があります。

POINT

標準税率（10%）の対象品目がない場合は、軽減税率の対象となる取引の税込対価の記載が必要です。

○税抜対価の額と消費税額を記載する場合



記載事項のうち、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価額）」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価額）」に加えて「消費税額等」を表示した場合、記載事項の要件を満たしますか。



「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価額）」は、ご質問のように、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価額）」に加えて「消費税額等」の記載があれば、要件を満たします。

税込価額を表示する方法

合計	税込金額
10%対象	88,000円
8%対象	43,200円

税抜価額と消費税額等を表示する方法

合計	税抜金額	消費税額
10%対象	80,000円	8,000円
8%対象	40,000円	3,200円

○多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシート



当店のレジは、税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、個々の商品の名称でなく「野菜」等、商品の一般的総称で記載しても要件を満たす請求書に該当しますか。



個別の商品名を登録することが不可能な場合等は、取り扱っている商品の一般的総称（八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」等）の記載であっても、

- ①課税資産の譲渡等に係るものであること
- ②軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、要件を満たします。



一般的な総称ではなく、「部門01」等の記載をする場合は、取引の内容が記載されていると言えませんので、一般的には記載事項を満たしていないこととなります。

○旧税率対象取引が混在する請求書



当社は、毎月15日締めで相手先に請求を行っています。
平成31年（2019年）10月分の請求書（9/16～10/15）には、平成31年（2019年）9月30日までの旧税率8%と10月1日からの軽減税率8%の対象商品が混在することとなりますが、どのような記載が必要となりますか。

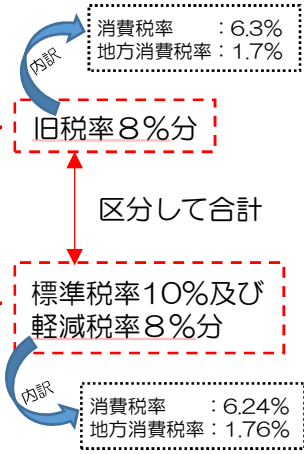


平成31年（2019年）9月までの取引に適用される税率8%（以下「旧税率」といいます。）と軽減税率8%では、その内訳が異なります。このため、ご質問の場合のように、一の請求書において、旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引が混在するときは、標準税率10%と軽減税率8%だけでなく、旧税率8%の対象商品についても、以下の記載例のように、区分して合計する必要があります。

請求書		
(株)〇〇御中 2019年10月31日		
10月分 141,600円(税込) (9/16～10/15)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
9月分 小計		32,400円
10/1	小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
10月分	10%対象	66,000円
小計	8%対象	43,200円
合計		141,600円

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)



このほか、9月30日までの請求書（旧税率）と10月1日以降の請求書（標準税率及び軽減税率）の2枚に分けて発行する方法もあります。

○一定期間分の取引のまとめ記載

当店は、飲食料品の卸売業を営んでいますが、日々の納品書に個々の販売商品の名称を記載して発行し、その後1か月分の取引をまとめて請求書を発行しています。

この場合、区分記載請求等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の商品名を記載しなければなりませんか。

A

納品書等と請求書との相互関連性が明確で、かつ、**これら書類全体で区分記載請求書等の記載事項を満たすときには、これらの書類をまとめて保存することで、区分記載請求書等の保存があるものとして取り扱われます。**

この場合、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、商品をまとめて記載して差し支えありません。

全体で区分記載請求書の記載事項を満たす

請求書	
(株)〇〇御中	
XX年11月分 (XX年11月1日～11月30日)	
108,800円(税込)	
品名	金額
肉類 ※	32,400円
雑貨	22,000円
⋮	⋮
合計	108,800円
10%対象	44,000円
8%対象	64,800円

※は軽減税率対象品目 (株)〇〇物産

納品書	
(株)〇〇御中	
(株)〇〇物産	
下記の商品を納品いたします。	
XX年11月1日	
品名	金額
牛肉	5,400円
割り箸	1,100円
合計	6,500円



「牛肉」を「肉類」、「割り箸」を「雑貨」としてまとめて請求書へ記載した上で、「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載することができます。

○一括値引きがある場合のレシートの記載

当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額(税込み)から1,000円の値引きができる割引券を発行しています。

顧客が割引券を利用し値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。

A

割引券等の利用により、合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の金額に対して、それぞれ消費税が課されることとなります。

そのため、レシートに記載する「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、**値引き後のものを明らかにする必要があり、**以下のような方法が考えられます。

値引き後の税率ごとに合計した対価の額を記載する方法

スーパー〇〇	
〇〇市・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460
	(10%対象 ¥2,696)
	(8%対象 ¥1,764)

※印は軽減税率対象商品

値引き前の税率ごとに合計した対価の額と税率ごとの値引額を記載する方法

スーパー〇〇	
〇〇市・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
	(10%対象 ¥3,300)
	(8%対象 ¥2,160)
割引	¥1,000
	(10%対象 ¥604)
	(8%対象 ¥396)
合計	¥4,460

※印は軽減税率対象商品



上記のほか、一括で値引きするのではなく、軽減税率の対象商品のみ又は標準税率の対象商品のみから値引きする方法もあります。

なお、この場合も同様に、値引き後の対価の額又は値引き前の対価の額と値引額を記載する必要があります。